



IEPとあなた

家族向けガイド（個別教育プログラム（IEP）チーム会議に関する情報付き）

特別支援教育部門
2024年12月改訂

保護者の皆様へ

お子様が特別支援教育の対象として紹介されている、または現在特別支援教育サービスを受けているため、このガイドをお送りします。本ガイドは、ご家族を支援し、個別教育プログラム（IEP）に関する情報を共有するために作成されました。IEPとは、生徒の現在の成績レベル、目標、学校での配置、およびサービス内容を記載した文書です。IEPは、お子様に無償の適切な公教育（FAPE）を提供し、その教育が個々の特別なニーズに合わせて個別化されることを保証する文書です。効果的なIEPの作成と実施には、多くの人々、様々な段階、そして共同での意思決定が関わります。

障害のある生徒の保護者はIEPチームのメンバーであり、IEPの作成やFAPEの個別的決定を含むIEPプロセスに参加します。このガイドは、IEPの作成方法からIEPチーム会議での流れ、その後の見通しまで、IEP策定プロセスに関する情報を提供します。本資料は法的助言を構成するものではなく、弁護士による独立した助言を求める代替として扱われるべきではありません。

特別支援教育課では、ご家族が特別支援教育プロセスとご自身の権利についてさらに理解を深めるため、「[特別支援教育サービスに関する保護者ガイド（手続き上の権利と保護措置を含む）](#)」も併せてご参照されることをお勧めします。この文書の写しは、生徒の評価計画書とともに、またIEPチーム会議においてお渡しします。14歳以上、または9年生（高校1年生未満）の生徒の保護者の方には、生徒の成人生活準備のための移行プログラムを説明する「[ITPとあなた](#)」の閲覧も推奨します。

特別支援教育またはお子様のIEPに関するご質問や懸念事項がございましたら、特別支援教育局学校・家族支援（SFSS）コールセンター（電話：(213) 241-6701、メール：spedsfss@lausd.net）までご連絡ください。

特別支援教育課のウェブサイトも定期的に更新されており、ホームページおよび保護者向けセクション（<https://sped.lausd.org>）に有益な情報が掲載されています。

お子様へのご協力とご支援に感謝申し上げます。

敬具、

特別支援教育部門

本文中の12箇所の参照番号の出典は22ページに記載されています。

目次

FAPEとIDEA	5
IEPタイムラインプロセス	6
IEPチームメンバー	7
IEPチーム会議の準備.....	8
IEPチーム会議での内容.....	9
現在の成績レベル（PLP）	10
適格性.....	11
目標と目的	11
最少制限環境（LRE）の配置と考慮.....	12
支援とサービス	14
IEPチーム会議の終了.....	16
IEPの実施	17
よく使われる用語	19
リソース.....	21
参考文献.....	22

FAPEとIDEA

F

無料とは、保護者への費用負担がないことを意味します。

A

適切とは、生徒が独自のニーズに合わせて調整された教育とサービスを受ける権利があることを意味します。

P

公立とは、公立学校が州の基準に従って提供する教育を指します。

E

教育は個別化され、生徒の個々の状況を踏まえて利益をもたらすよう合理的に設計されなければなりません。

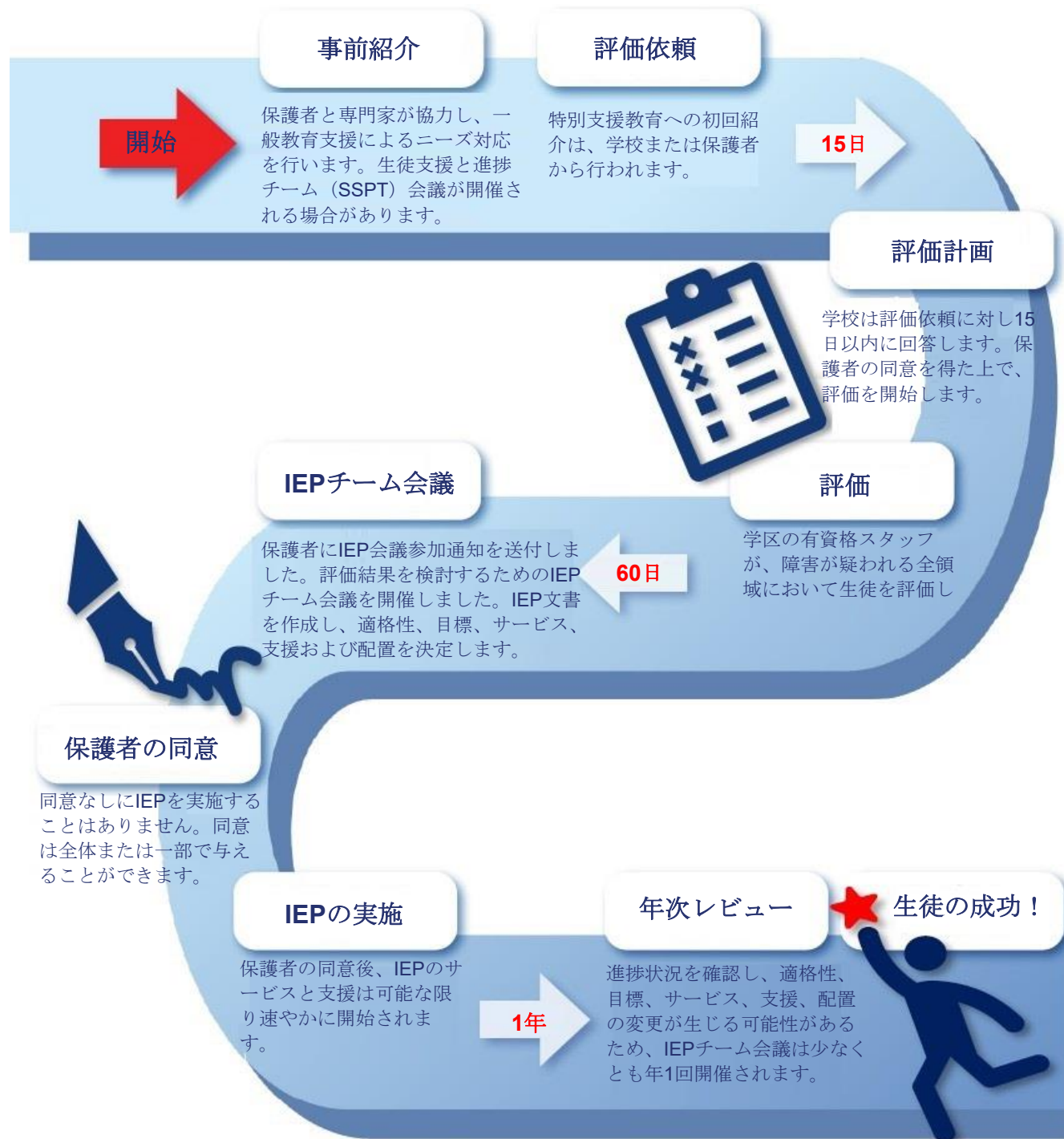
お子様が特別支援教育サービスの対象となる場合、連邦法である「障害のある個人の教育法 (IDEA)」に基づき、家族に費用負担なく「無償・適切・公立・教育 (FAPE)」を受ける権利があります。¹ FAPEはIEPプロセスを通じて提供され、本ガイドで詳細に説明します。

FAPEは生徒ごとに異なります。なぜなら、各生徒には固有のニーズがあるからです。一般的に、特別支援教育の支援・サービスを受ける生徒は、一般教育カリキュラムへのアクセスと進歩を遂げるべきです。また、適切と判断される場合、学校が主催する全ての活動に完全に参加できる機会が与えられるべきです。

連邦法は、障害のある生徒が、その生徒にとって適切な範囲で可能な限り、障害のない同級生と共に一般教育教室で教育を受けなければならないと定めています。これは「最小制限環境 (LRE)」として知られています。² LREとは、IEPチームがまず、障害のない生徒が通うであろう学校において、適切な支援とサービスを提供しながら一般教育教室で教育することを検討しなければならないことを意味します。IEPチームが、その生徒の固有のニーズがそこで満たせないと判断した場合、他の選択肢が検討されます。LREについては、ガイドでもさらに詳しく説明されています。

IDEAは、保護者が、生徒のニーズを決定し満たす上で、学校と完全かつ対等なパートナーであることを明確にしています。³

IEPタイムラインプロセス⁴



注：保護者が必要と判断した場合は、いつでもIEPチーム会議を要請できます。この会議は要請から30日以内に開催されなければなりません。

IEPチームメンバー

会議はIEPチームメンバーの自己紹介から始まります。場合によっては、保護者の書面による承諾と学区の同意を得て、IEPチームメンバーがIEPチーム会議の全部または一部への出席を免除されることがあります。⁵

必須メンバー

親または保護者

生徒の強み、ニーズ、個性の違いを理解している者

学校管理者

特別支援教育サービスに関する知識を持ち、学区の資源を投入する権限を有する

特別支援教育教師

生徒の障害とその発達・教育上の進捗への影響に関する専門知識を持つ教育者

一般教育教師

中核的な指導を提供し、必要な配慮や調整を実施する一般教育担当者

有資格の学区職員

評価結果を説明し、その結果を指導計画立案に活用できる者。評価担当者、関連サービス提供者、または上記チームメンバーのいずれかである場合がある

任意メンバー

その他の専門家

保護者または学区が招請した、生徒に関する知識や専門的知見を持つ者

生徒

適切な場合。個別移行計画（ITP）を作成する際には、生徒をIEPチーム会議に招請しなければならない

機関代表者

サービス提供の見込みがある外部機関の代表者*

口頭通訳者

通訳サービスが要請された場合、学区が割り当てる有資格者

*その他の機関の例には、グループホーム担当者、私立学校、地域センター、リハビリテーション部門などが含まれるが、これらに限定されない

IEPチーム会議の準備

レビュー

- IEP会議参加通知書をお読みください
- 通知書に記入し、できるだけ早く返送してください
- 「特別支援教育サービスに関する保護者ガイド（手続き上の権利と保護措置を含む）」を**確認**してください。お子様が14歳以上、または9年生（高校1年生）未満の場合は、「ITPとあなた」も併せて確認してください
- 学校の記録を**確認**するか、IEPチーム会議前に十分な時間をかけて確認できるように、学校に記録の写しを請求してください⁷

お知らせ

- 通訳や点字資料など、お子様のIEP作成に参加するための特別な配慮が必要な場合は**依頼**してください
- 共有したい最近の民間評価報告書の写しを学校に**提出**してください

関与

- お子様の進捗状況について担任教師と**話**してください
- お子様と**話し**合い、個人の学習目標を設定してください
- 生徒をIEPチーム会議に参加するよう**招待**してください

計画

- IEPチーム会議で議論する質問をメモし、**書き留**めておいてください
- 一般教育課程への参加について**考**えておいてください
- ご自身の権利を**理**解しておいてください

IEPチーム会議での内容⁸

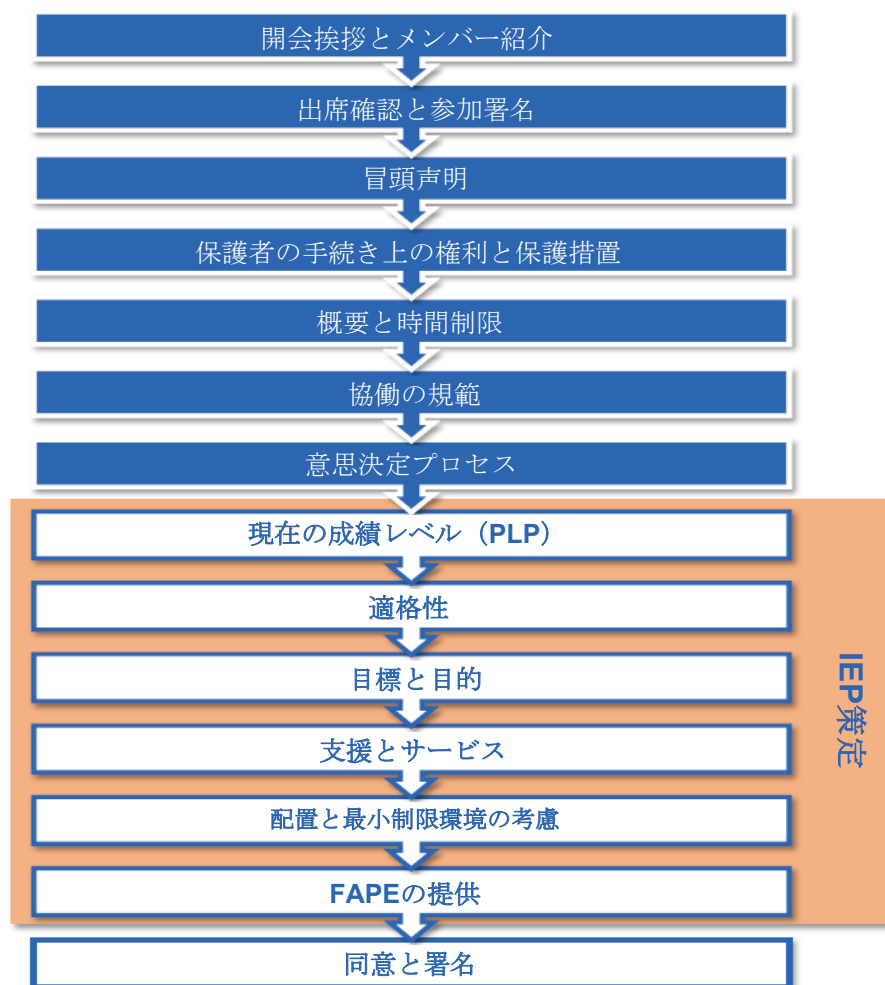
IEPチームの全メンバーが集まり、生徒について話し合い、特別支援教育サービスが必要かどうかを決定します。会議中、IEPチームメンバーとして以下のことを行ってください。

- 生徒に関する情報を共有してください。質問や説明を求めることをためらわないでください。
- 何か同意できない点があれば、生徒のために発言してください。ご懸念事項の説明やご自身の見解の提示を遠慮なく行ってください。IEPチームの一員として、議論に参加する権利があります。
- IEPチームの目的は、生徒の個別ニーズに応える教育プログラムを設計することであることを念頭に置いてください。

「IEPとあなた」ガイドに加え、下記のガイドが提供されます。IEPチームの責任者がガイドの内容を説明します。

- [特別支援教育サービスに関する保護者ガイド（手続き上の権利と保護措置を含む）](#)
- [ITPとあなた](#)（生徒が14歳以上、または9年生（高校1年生）未満の場合）

IEPチーム会議は、以下に記述するものと同様の議題に沿って進行します。



現在の成績レベル (PLP)

PLPは、生徒が学業および機能的スキル領域（読解、作文、算数、行動、自立支援など）において何ができるか、何を学ぶ必要があるかを記述します。この情報は、授業中の成績、通知表の評定、評価結果、授業内介入への反応、保護者、教師、サービス提供者からの意見など、様々な情報源に基づいています。

PLPには、障害が一般教育カリキュラムへの参加と進捗に与える影響を説明する記述も含まれます。就学前児童の場合、障害が典型的な就学前活動への参加に与える影響を説明します。

PLPは、IEPチームメンバーが生徒のための適切な教育判断を行い、年度ごとの進捗を評価するために必要な情報を提供できる形で議論・作成されるべきです。

算数PLPの例

強み：Maxはモデルを使わずに100までの整数を数え、読み書きできます。繰り上げ・繰り下げなしで足し算と引き算ができます。足し算と引き算を使った一段階の文章題を立て、解くことができます。時間を1時間単位で読み取れます。保護者によると、Maxは家で物体を声に出して数えることを楽しみ、ペアの概念を理解しています。

課題：Maxは繰り上げ・繰り下げを伴う2桁の足し算・引き算が苦手です。教師の報告によると、2の段と5の段の基本的な掛け算の九九を覚えていません。30分単位の時刻が読めません。2～3段階の文章題を解く際に、適切な演算を選ぶことが困難です。保護者の報告によると、Maxは家庭で算数の宿題に取り組む際にも同様の困難を示しています。

障害の影響：Maxの特定学習障害は数学概念の記憶・保持能力に影響し、より複雑な計算操作や二段階・三段階の問題解決を困難にしています。その結果、一般教育課程への従事と進捗度に影響を及ぼしています。

適格性

過去の教育的介入、既存データの検討結果、検査結果、および会議で提供されたその他の関連情報を考慮した上で、IEPチームは、生徒が法律で定義される障害を有し、特別支援教育を必要とするかどうかを判断します。^{9、10}

障害を持つ生徒の中には、一般教育カリキュラムにおいて十分な進歩を遂げているため、特別支援教育サービスの対象とならない場合もあります。

特別支援教育サービスの対象外と判断された場合、生徒支援・進捗チーム（SSPT）やセクション504計画を含む一般教育支援など、他の支援形態が検討されることがあります。

特別支援教育の対象となる場合、チームは以下の事項について協議・策定・決定を行います。⁸

目標と目的

学業および機能面の目標は、生徒のPLPで議論されたニーズに基づいて策定されます。目標は、生徒が概ね12か月以内に達成できると期待される内容を記述します。学業目標はカリフォルニア州の基準に基づき、一般教育カリキュラムの生徒については学年相当レベルで設定されなければなりません。目標に向けた段階的な取り組みが目的となります。

生徒が既にIEPを有する場合、過去の目標に向けた進捗状況はIEPチームで協議されます。新たな目標については、IEPチームが生徒の進捗を測定・報告する方法を決定します。



PLPに基づき生徒が
取り組む内容を特定
する



生徒とその固有のニ
ーズに特化する



目標の進捗状況は各
成績表期間中に報告
される

最少制限環境（LRE）の配置と考慮

IEPチームが生徒が達成すべき目標を決定した後、そのニーズが満たされる場所について決定する必要があります。生徒のIEPが実施される場所は「配置」と呼ばれます。生徒の配置を決定する際、IEPチームは生徒が可能な限り最大限、障害のない生徒と共に教育を受けることを確保しなければなりません。この決定にあたっては、学業、非学業、課外活動が考慮されます。どの仲間と共に教育を受けるかに関する決定は、最少制限環境（LRE）と呼ばれる法律の重要な部分です。生徒のIEPチームは、以下の点を考慮してLREを決定しなければなりません。

- 配置は少なくとも年1回決定されます。
- 生徒のIEPに基づいて決定されます。
- IEPで別段の取り決めがない限り、生徒は障害がなければ通うはずの学校（居住地学校）で教育を受けます。
- 居住地の学校で教育を受けられない場合、配置は自宅に可能な限り近い場所でなければなりません。
- 配置の選択肢を検討する際、IEPチームは生徒本人や必要なサービスの質に及ぼす潜在的な有害な影響を考慮しなければなりません。
- 障害のある生徒は、一般教育カリキュラムへの修正が必要であるという理由だけで、年齢に応じた一般教育教室での教育から排除されてはなりません。

各生徒にとって最も制限の少ない教育環境は、その生徒の個別ニーズに基づいて決定されます。これは、学区が障害のある生徒の教育において「画一的な」アプローチを採用できないことを意味します。決定はIEPに記載された個別ニーズに基づき、以下に基づいては**なりません**。

- 生徒の障害（例えば、認知発達遅延があるという理由だけで知的障害のある生徒向け特別支援学級へ配置したり、特定の学習障害支援サービスが必要という理由だけで特定の学習障害プログラムへ配置したりすること）。
- 教職員の配置場所。
- 利用可能な資金、または
- 学区の利便性。

代替配置の連続体

IEPチームが最初に検討すべき選択肢は、生徒を一般教育教室に配置することです。LAUSDの学校は、すべての生徒に対する高い基準の設定、障害のある生徒と障害のない生徒との交流機会の提供、一般教育カリキュラムへの公平なアクセス、指導と達成度の進捗モニタリング、そして個々のニーズを満たすために学校環境内に組み込まれた適切な特別支援教育指導・カリキュラム・行動支援・サービスの提供を通じて、LRE（最も適切な環境）とインクルーシブ実践を支援することを約束しています。しかしながら、生徒一人ひとりが異なり、一般教育教室外での支援を必要とする生徒もいるため、学区は可能な配置の連続体を提供し、利用可能とする義務を負っています。この連続体には、生徒がサービスを受けられる様々な配置オプションが含まれます。生徒は、その固有のニーズに応じて、連続体上の単一の設定または複数の設定に配置される場合があります。



代替配置における最小制限環境の連続体

最も制限の少ない環境

一般教育教室

生徒は一般教育教室で指導を受け、以下が提供されます。

- 必要に応じた配慮や調整
- 一般教育または特別支援教育担当教師、関連サービス提供者、補助教師による支援/サービス
- 個別指導の計画と提供のための特別支援教育教師との協議と協力

特別支援教育教室

生徒は学校時間の全部または一部を特別支援教育教室で指導を受け、以下が提供されます。

- 必要に応じた配慮や調整
- 一般教育または特別支援教育担当教師、関連サービス提供者、補助教師による支援/サービス
- 一般教育教師による相談・連携を通じた障害のない生徒とのインクルーシブな機会の創出

特別支援学校

生徒は、特別支援教育センターや私立学校などの別個の公的・私的施設において、学校時間の全日または大半の指導を受け、以下を備えます。

- 類似の関連ニーズを持つ生徒のケアと教育のためのスタッフと資源
- 障害のない同級生との包括的機会のほとんどまたは全くない状況

在宅教育

生徒は、学校時間の全日または大半を自宅で指導を受け、以下を備えます。

- 生徒のニーズに配慮したスケジュールで在宅指導教師が提供する支援・サービス
- 個別指導計画策定のための一般教育・特別支援教育担当教師との協議・連携
- 障害のない同級生との包括的機会のほとんどまたは全くない状況

病院/居住施設

生徒が学校時間の全日または大半を病院または公立・私立の居住施設で指導を受ける場合：

- 生徒のニーズに配慮したスケジュールで教育専門家が提供する支援・サービス
- 個別指導計画策定のための一般教育・特別支援教育担当教師との協議・連携
- 障害のない同級生との包括的機会のほとんどまたは全くない状況

最も制限的な環境

支援とサービス

州または学区全体の評価への参加 IEPチームは、生徒が州および学区全体の評価にどのように参加するかを決定します。IEPには、生徒が必要とするこれらのテストの配慮・修正内容を明記しなければなりません。テストが生徒に適さない場合、IEPにはその理由と、代わりにどのような方法で評価を行うかを記載しなければなりません。

特別支援教育及び関連サービス⁶ 生徒が特別支援教育の恩恵を受けられるよう指定された指導及びサービスです。これにはリソーススペシャリストプログラム、言語療法、理学療法、カウンセリングサービスなどのサービスが含まれる場合があります。サービスの開始日・終了日、サービス量、提供頻度、実施場所はIEPに記載されなければなりません。

一般教育カリキュラムへのアクセスに関する配慮 これらは指導方法の変更です。配慮はカリキュラムの内容を変更しません。

一般教育カリキュラムへのアクセスを可能にする修正 これらは指導内容の変更です。修正は課題が測定すべき内容を変更します。

配慮

指導の「方法」の変更：

- 課題完了のための追加時間
- 課題の短縮
- 学習ガイド
- 追加の読解・算数プログラムの利用
- 少人数グループでの学習
- オーディオブック
- 優先席の確保

*網羅的なリストではない

修正

指導する「内容」の変更：

- 低レベル教材
- 代替課題
- カリキュラムの調整
- 評価基準の調整

*網羅的なリストではない

支援とサービス（続き）

補助技術/補助器具 これらの支援は、生徒の能力を高め、維持し、または向上させるのに役立ちます。例えば、聴覚障害のある生徒に通訳者を割り当てたり、テープ録音図書、大活字本、ハイライト付きノートなどの適応教材を使用したりします。

学校職員向け支援 これらは職員が生徒とより効果的に連携するための支援であり、学習に必要な特殊機器や教材に関する職員研修などが含まれます。

サービス提供方法 IEPチームが生徒に必要なサービスを決定した後、個々のニーズに基づき、サービスの種類・頻度・提供場所について決定されます。この決定にあたり、IEPチームは生徒が障害のない生徒と共に、学業活動と非学業活動の両方で適切な学習機会を得られることを保証しなければなりません。

一般教育教室外でのサービス提供 必要に応じて、生徒が一般教育の指導環境外でサービスを受ける必要がある理由を説明する記述です。

英語学習者向け 英語能力が限られている生徒の場合、その生徒の言語的ニーズがIEPに関連して考慮されます。

延長学年（ESY） 生徒が学校休業期間中に著しい後退を示した場合、および/または習得した技能の回復に困難をきたす場合、IEPチームは通常の学年を超えて特別支援教育サービスが必要かどうかを協議し決定します。これにより、以前に習得した重要な技能の喪失を最小限に抑えます。

緊急事態下におけるサービス 緊急事態により、10 授業日以上、学校または対面での指導またはサービス、あるいはその両方が提供できない場合に備えた生徒のための計画です。

低発生率（LI）支援/機器 聴覚障害、視覚障害、肢体不自由などの低発生率障害を持つ生徒に対し、教育目標に必要な機器や教材について協議し、文書化します。

行動介入計画（BIP） 重大な行動上の課題を抱える生徒に対しては、その行動の機能に基づき、支援のための書面による計画を作成する場合があります。BIPは、学習の妨げとなる行動を改善または置き換えるための実施戦略と具体的な行動を規定します。

個別移行計画（ITP） 14歳以上、または9年生（高校1年生）以前の生徒向けに作成される計画で、高校から成人生活への移行を支援する目標と活動を特定します。IEPでは、卒業後の目標に必要な履修科目についても明記しなければなりません。移行支援サービスの必要性に関する記述は、生徒のその後の各IEPにも含めなければなりません。

教育決定権の移譲 生徒が17歳になった時点で、生徒と保護者は、教育に関する決定権が18歳で生徒に移譲されることを通知されなければなりません。これは、生徒がこれまで保護者が有していた全ての権利、役割、責任を引き継ぐことを意味します。詳細については、「[ITPとあなた](#)」を参照してください。

IEPチーム会議の終了

IEPチームによるIEPの協議・作成が終了したら、管理者がIEPチームの決定事項を要約し、学区が提供するFAPEの内容を提示します。IEPへの同意または異議の有無について表明していただきます。

- IEPチーム会議に参加した全メンバーは、参加者としてIEPに署名するよう求められます。
- IEPの写しをお渡しします。
- ご要望に応じて、IEPをご自身の主要言語に翻訳します。翻訳版はご請求から30日以内に提供されます。
- IEPチーム会議でのご経験について「保護者IEP体験アンケート」をお渡しします。参加は任意で、QRコードをスキャンするかアンケートリンクから回答できます。ご提供いただく情報はIEPプロセスの改善に役立てられます。アンケートの回答内容は機密扱いとなります。

同意に関する事¹¹：

- 署名前にIEPの内容を確認できます。IEPに署名し返送するまで、お子様のサービスは開始されません。
- IEP全体または一部について同意できます。同意した部分のみが実施されます。
- IEPの一部または全部に同意できない場合：
 - ◇ 意見の相違点（評価、適格性、指導環境、または具体的な指導・サービス）を明確にするよう求められます。
 - ◇ IEPチームの他のメンバーと意見の相違を解決するよう常に推奨されます。
- それでもIEPに同意できない場合、異議のある事項に関する懸念やコメントは、管理者によりIEPに記録されます。
- その後、異議解決のための次の手順について説明があります。[\[特別支援教育サービスに関する保護者ガイド（手続き上の権利と保護措置を含む）を参照\]](#)
- IEPに同意するか否かにかかわらず、お子様へのサービスと支援が遅延しないよう、**IEP同意**ページに署名・日付記入の上、速やかにご返送いただき、ご判断をお知らせください。

紛争解決の選択肢：

IEPおよび/またはお子様に提供されるLREにおけるFAPEの提供内容に同意されない場合、ご家族は無料で利用できる様々な紛争解決手段があります。[代替的紛争解決（ADR）](#)および非公式紛争解決（IDR）手続きは、効率的な方法で意見の相違を解決する手段を提供します。各種紛争解決オプションの詳細については、「[特別支援教育サービスに関する保護者ガイド（手続き上の権利と保護措置を含む）](#)」をご参照ください。

IEPの実施

IEPチーム会議終了後、学校は以下を行います。

- 生徒のIEP全体、または保護者が同意した部分のIEPを実施します。
- IEPの写しを、生徒の担任教師およびIEP実施を担当するその他の学校職員に配布し、生徒へのサービス提供を開始できるようにします。
- 評価、IEPの翻訳、交通手段の手配などのフォローアップ業務を担当する学区職員に通知します。
- 成績表発行時に、IEPの目標に向けた生徒の進捗状況に関する報告書を保護者に提供します。
- IEPを少なくとも年に1回レビューします。生徒の目標に向けた進捗が見られない、またはプログラム内容に懸念がある場合、保護者または学校側がいつでもIEPのレビューと改訂を目的とした会議を要請できます。
- 会議への出席は強く推奨されますが、出席できない場合でもIEPの写しが送付されます。学校関係者から連絡があり、IEPの内容について話し合います。

IEPチーム会議終了後、保護者は以下の対応を行ってください。

- 特別支援教育サービスを提供する担当職員に、家庭でスキルを強化する方法について尋ねます。
- 学年度中に、担任教師・サービス提供者・学校管理者との面談を予約し、生徒の進捗状況について話し合い、質問や懸念事項を伝えます。
- 質問や追加情報が必要な場合、学区職員やその他の連絡先電話番号については、本ガイドの「リソース」セクションを参照します。
- IEPの写しやIEPの情報を、私立のセラピストや家庭教師など、お子さんと関わる学区外の専門家と共有します。
- 生徒のIEP、報告書、その他の特別支援教育関連情報の写しを保管するためのフォルダーやノートを作成します。



確認事項：IEPチェックリスト

- IEPの「現在の成績レベル（PLP）」セクションには、生徒の学業面、発達面、および/または機能面のニーズに関する情報が記載されていますか？
- 生徒のPLPに記載されている情報は明確に述べられており、その強み、ニーズ、障害の影響に関するセクションが含まれていますか？
- PLPには、評価データ、学区または州の評価におけるカリキュラムに基づく成績測定、および標準テストのスコアが含まれていますか？
- 年間目標は、PLPに記載された生徒のニーズに直接関連していますか？
- 生徒の年間目標は適切ですか？
- 生徒の年間目標は明確に記載されており、測定可能ですか？
- IEPには、生徒が学区および州のテストにどのように参加するかが示されていますか？
- IEPには、生徒が一般教育カリキュラムにどのように参加できるかが示されていますか？
- 関連サービスの必要性が適切であれば、IEPで議論され対応されましたか？
- IEPに記載されたサービスがどこで、どの頻度で実施されるかが明記されていますか？
- 記載されている配慮・修正は適切ですか？
- IEPチーム会議を通じて、意見を述べたり質問したりする機会が提供されましたか？
- IEPの内容が、その実施を担当するスタッフにどのように伝達されるかが説明されましたか？



保護者が保管すべき書類

- 成績表および進捗報告書
- 標準テストの得点
- 評価結果
- 個別教育プログラム（IEP）の写し
- 障害および学習能力に関連する医療記録
- 懲戒処分のお知らせ
- 生徒の行動や進捗に関するメモ
- 学校・教師、特別支援教育担当者、評価者、管理者との間で交わした手紙やメモ
- IEP会議の通知書
- 出席記録
- 保護者・生徒用ハンドブック
- 生徒が受賞した表彰状
- 学校の課題のサンプル



学校との連絡記録

- 会議の記録とその結果
- 重要な書類を送付または受領した日付
- 停学その他の懲戒措置の日付
- 電話連絡の記録（日付、通話相手、内容の概要を含む）

よく使われる用語

配慮 生徒が他の生徒と同じ課題や試験を完了できるようにするための、タイミング、形式、環境、スケジュール、期待値、回答方法、および/または提示方法の変更です。配慮は、試験や課題が測定する内容を変更するものではありません。配慮の一例として、身体的障害により筆記が困難な生徒に対し、口頭で回答することを許可するケースが挙げられます。この場合、他の生徒は筆記による回答が求められます。配慮を受けた生徒も、他の生徒と同等の内容を理解し、同様に完全な回答をすることが求められます。

適応体育 (APE) 通常の体育プログラム、修正された一般体育プログラム、または特別日プログラム (SDP) 内の特別設計体育プログラムに安全かつ効果的に参加できない障害のある生徒向けの、大筋運動活動、ゲーム、スポーツ、リズム活動からなるプログラムです。

代替カリキュラム 大幅な修正なしでは一般教育のコアカリキュラムにアクセスできない中程度から重度の障害のある生徒向けに設計された、修正された基準に基づくコアカリキュラムです。

IEP年次レビュー 生徒の特別支援教育プログラム、目標の進捗状況、およびサービスについて議論するため、少なくとも年に1回開催されるIEPチーム会議です。

支援技術 (AT) 障害のある生徒の機能的能力を高め、維持し、または改善するために使用される、市販品、改造品、またはカスタマイズ品を含む、あらゆる物品、機器、製品、またはシステムです。

自閉症 (AUT) 言語的・非言語的コミュニケーションおよび社会的相互作用に著しい影響を及ぼす発達障害です。通常3歳までに明らかとなり、生徒の教育上の成績に悪影響を与えます。自閉症にしばしば伴うその他の特徴には、反復行動や固定行動への没頭、環境変化や日常ルーティンの変更への抵抗、感覚体験に対する異常な反応などがあります。

聴覚言語療法 (AVT) 聴覚、発話、言語の発達を最大限に促進することを目的とした、家族中心の介入サービスです。

行動介入計画 (BIP) 特定の問題行動に対処するために作成される個別計画です。BIPの構成要素には、問題行動、発生の仮説的理由、および行動に対処するための戦略が含まれます。これには予防、強化、方向転換、指導戦略などが含まれます。

聴覚・視覚二重障害 (DB) 聴覚障害と視覚障害の両方を併せ持ち、その組み合わせにより、聴覚障害のみまたは視覚障害のみの生徒を対象とした特別支援教育プログラムでは対応できないほど深刻なコミュニケーション上の困難やその他の発達の・教育的ニーズが生じ、教育上の成績に悪影響を及ぼす障害です。

聴覚障害 補聴器の使用の有無にかかわらず、聴覚を通じて言語に基づく情報を処理する能力に障害があり、生徒の教育上の成績に悪影響を及ぼす状態です。

情緒障害 (ED) 長期にわたり顕著な程度で以下の特徴の一つ以上を示し、教育上の成績に悪影響を及ぼす状態：

- 知的・感覚・健康要因では説明できない学習不能
- 同級生や教師との良好な対人関係の構築・維持不能
- 通常の下況下における不適切な行動や反応
- 持続的な不快感や抑うつ状態
- 個人的または学校の問題に関連した身体症状や恐怖を発症する傾向

確立された医学的障害 (EMD) IEPチームが特別支援教育サービスの必要性が高いと判断した、障害を引き起こす医学的状态または先天性症候群です。この適格基準は3歳から5歳の児童のみに適用されます。

延長学年 (ESY) 学校休業期間中に著しい後退を示した特別支援教育対象児童、および/または技能回復に困難を抱える児童に対し、習得済み重要技能の喪失を最小限に抑えるため、通常学年を超えて提供される特別支援教育サービスです。

難聴 (HOH) 恒久的または変動的を問わず、児童の教育上の成績に悪影響を及ぼす聴覚障害です。

個別移行計画 (ITP) 14歳以上、または9年生 (高校1年生) 以前の生徒を対象にIEPの一環として作成される計画です。生徒の興味やニーズに基づき、学校から成人生活への移行準備のための目標と活動を定めます。

特別支援教育初期評価 生徒が特別支援教育サービスが必要とするか判断するための評価です。評価には、保護者情報、介入への反応、教師情報、カリキュラムに基づく評価、学区および州のテストスコア、成績表の評価、生徒の観察記録、その他の既存データ、個別テストが含まれる場合があります。特別支援教育の初期評価には、保護者の同意が必要です。保護者同意書受領日から60日以内にIEPチーム会議を開催しなければなりません。

初期IEP 特別支援教育の適格性を判断する初期評価後に作成される、生徒の最初のIEPです。

知的障害 (ID) 平均を著しく下回る全般的な知的機能と、コミュニケーション、自己管理、健康・安全、自立生活技能などの適応行動における障害を特徴とする障害です。これらは生徒の教育上の成績に悪影響を及ぼします。

言語・発話サービス (LAS) 一般教育カリキュラムへの参加と進捗に影響を与えるコミュニケーション障害を持つ生徒の教育プログラムを支援する関連サービスです。

学習センター 教師が対象を絞った指導を行う教室です。

低発生率障害 (LI) 聴覚障害、視覚障害、または肢体不自由など、発生率が低い障害であり、教育上の成績に悪影響を及ぼすものです。

重複障害 (MD) 2つ以上の障害を有することを特徴とし、そのうち1つは聴覚障害、肢体不自由、または視覚障害でなければならない障害であり、教育上の成績に悪影響を及ぼすものです。

非公立機関 (NPA) カリフォルニア州教育省 (CDE) により認定された民間施設または個人で、生徒の個別教育計画 (IEP) を実施するために必要な関連サービスを提供します。

非公立学校 (NPS) カリフォルニア州教育省 (CDE) により認定された学校で、障害のある生徒が利用できる代替特別支援教育の配置先です。

目標 IEP目標に向けた達成度指標です。

作業療法 (OT) 学校での参加やカリキュラムへのアクセスを支援または制限する身体的・感覚運動的要因、環境要因、活動に対処する関連サービスです。

整形外科的障害 (OI) 傷害、先天性疾患、または疾患による特定の整形外科的・身体的ニーズを特徴とし、生徒の教育上の成績に悪影響を及ぼす障害です。

その他の健康障害 (OHI) 心臓疾患、結核、リウマチ熱、腎炎、喘息、鎌状赤血球貧血、血友病、てんかん、鉛中毒、白血病、糖尿病などの慢性または急性の健康問題により、体力、活力、または注意力が制限され、生徒の教育上の成績に悪影響を及ぼす障害です。

理学療法 (PT) 生徒の教育プログラムを支援する関連サービスであり、以下の領域を評価・対応する：姿勢、バランス、筋力、協調性、移動能力、および粗大運動技能です。学校における理学療法は、課題や環境の適応を含む場合があります。直接介入、相談、および/またはモニタリングの組み合わせで構成されます。

関連サービス 障害のある生徒が特別支援教育の恩恵を受けるのを支援する特定のサービスです。n.関連サービスの一例：適応体育、聴覚サービス、理学療法、作業療法、言語・発話療法、カウンセリングサービス。

リソーススペシャリストプログラム (RSP) 一般教育教室に配置された障害のある生徒を支援するための指導とサービスを提供するプログラムです。

特別支援教育プログラム (SDP) 特別支援教育教師が指導を行う自立型教室であり、障害のある生徒に対して指導と支援を提供します。

特定学習障害 (SLD) 言語の理解または使用に関わる基本的心理過程の一つ以上に障害が生じ、聴く・考える・話す・読む・書く・綴る・計算する能力の低下として現れ、生徒の学業成績に悪影響を及ぼす障害です。知覚障害、脳損傷、軽微な脳機能障害、失読症、発達性失語症などの状態を含む場合があります。

言語障害 (SLI) 吃音、構音障害、言語障害、発声障害などのコミュニケーション障害であり、生徒の学業成績に悪影響を及ぼすものです。

外傷性脳損傷 (TBI) 物理的な力によって引き起こされる後天的な脳損傷であり、機能障害または心理社会的障害、あるいはその両方の全部または一部を引き起こし、生徒の学業成績に悪影響を及ぼすものです。

リソース

ロサンゼルス統一学区リソース

特別支援教育部門

ウェブサイト：<https://sped.lausd.org>

学校・家庭支援サービス (SFSS) 事務局

ウェブサイト：<https://lausd.org/spedContactUs>

電話：(213) 241-6701

本事務局では、特別支援教育全般、または生徒の個別教育計画 (IEP) に関する質問・懸念・苦情について対応いたします。詳細情報は特別支援教育課ウェブサイトの「お問い合わせ」セクションをご覧ください。

保護者・生徒向けハンドブックは全学区校で入手可能です。学区運営ウェブサイトをご覧ください。

ウェブサイト：<https://www.lausd.org/Page/16910>

コミュニティ諮問委員会 (CAC)

ウェブサイト：<https://www.lausd.org/Page/10285>

CACの責任はカリフォルニア州教育法に明記されており、特別支援教育の地域計画の策定、改正、レビューに関する事項について助言的役割を担うことが含まれます。

その他のリソース

カリフォルニア州教育省 (CDE)

ウェブサイト：<http://www.cde.ca.gov>

電話：(916) 319-0800

米国教育省

ウェブサイト：<https://sites.ed.gov/idea>

電話：1-800-872-5327

発達障害サービス局 (DDS)

ウェブサイト：<https://www.dds.ca.gov/rc/>

電話：1-833-421-0061

DDSは、地域センターと呼ばれる21のコミュニティベースの非営利機関からなる州全体のネットワークを通じて、発達障害のあるカリフォルニア州民へのサービスの調整と提供を監督しています。

ロサンゼルス郡カリフォルニア児童サービス (CCS)

ウェブサイト：<http://publichealth.lacounty.gov/cms/ccs.htm>

電話：1-800-288-4584

電子メール：CCS@ph.lacounty.gov

CCSは、特定の医療ニーズを持つ21歳未満の児童を対象に、医療ケアと治療サービスの調整および費用負担を行う州全体のプログラムです。

リハビリテーション部門 (DOR)

ウェブサイト：<https://www.dor.ca.gov/>

電話：1-800-952-5544 / TTY：1-844-729-2800

リハビリテーション部門 (DOR) は、障害を持つカリフォルニア州民が雇用を得て維持し、地域社会で自立した生活を営む平等性と能力を最大限に発揮できるよう支援します。

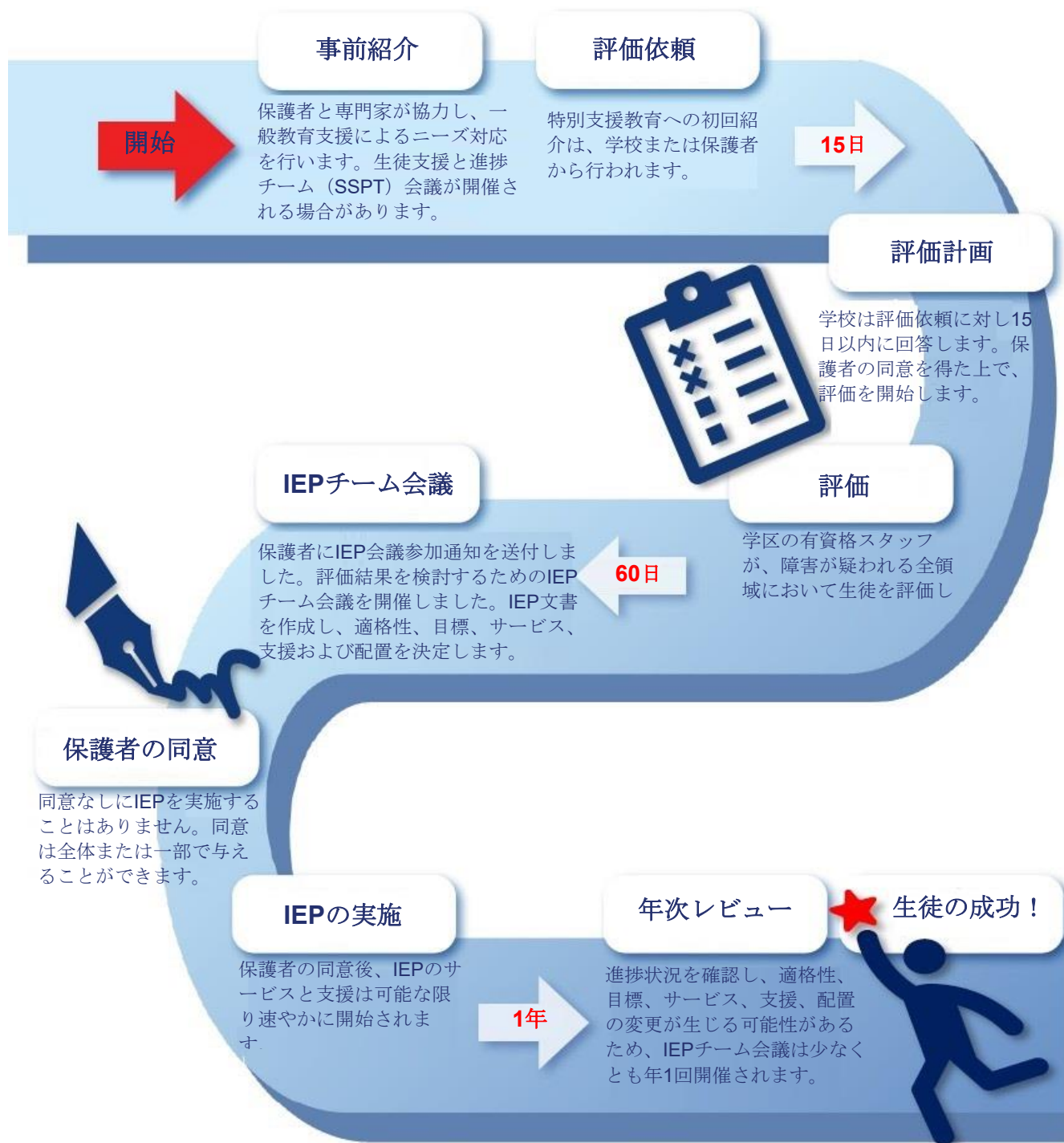
参考文献

1. 無料の適切な公教育 [34 CFR § 300.17](#)
2. 最小制限環境要件 [34 CFR § 300.114-117](#)
3. 保護者参加 [34 CFR § 300.322](#)
4. 個別教育プログラムのタイムライン [Education Code § 56043](#)
5. 個別教育プログラムチームメンバー [Education Code § 56341](#)
6. 関連サービス [34 CFR § 300.34](#)
7. 学校記録へのアクセス [34 CFR § 300.613](#)
8. 個別教育プログラムの内容 [Education Code § 56345](#)
9. 障害のある児童 [34 CFR § 300.8](#)
10. 適格性決定 [34 CFR § 300.306](#)
11. 同意 [Education Code § 56346](#)
12. 職員への個別教育プログラムの写し [Education Code § 56347](#)

IDEA法規および関連カリフォルニア州法（本ガイド「IEPとあなた」で引用されているものを含む）への無料リンクは、カリフォルニア州教育省ウェブサイト（<https://www.cde.ca.gov/sp/se/lr/>）をご覧ください

注記

IEPタイムラインプロセス⁴



注：保護者が必要と判断した場合は、いつでもIEPチーム会議を要請できます。この会議は要請から30日以内に開催されなければなりません。